

# 利根広告示第1号

## 生活環境影響調査結果の縦覧等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和7年条例第4号）第3条の規定により、次のとおり利根沼田広域市町村圏振興整備組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

令和8年1月20日

利根沼田広域市町村圏振興整備組合

理事長 星野 稔

### 1 施設の名称

（仮称）利根沼田新ごみ処理施設

### 2 施設の設置の場所

群馬県沼田市白岩町226番地

### 3 施設の種類

広域可燃ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

広域リサイクル施設（マテリアルリサイクル推進施設）

広域ストックヤード（マテリアルリサイクル推進施設）

### 4 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

### 5 施設の処理能力

ごみ焼却施設：70t/日（35t×2炉）

リサイクル施設：12.9t/5h

ストックヤード：約600m<sup>2</sup>

### 6 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

## 7 縦覧の場所

群馬県沼田市上原町1801番地2 利根沼田文化会館2階  
利根沼田広域市町村圏振興整備組合 一般廃棄物処理推進室事務所

## 8 縦覧の期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月19日（木）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

縦覧の時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、正午から午後1時の間は除く。

## 9 縦覧の手続

縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

## 10 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる。

## 11 意見書の提出期限

ファクシミリ及び電子メールの場合は令和8年1月20日（火）から令和8年3月5日（木）午後11時59分まで。

持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、正午から午後1時の間は除く。

郵送の場合は令和8年3月5日（木）必着。

## 12 意見書の取扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行わない。

意見書に対する検討結果の要旨について利根沼田広域市町村圏振興整備組合ホームページで公表する。

意見を提出された方の氏名、住所等は公表しない。

## 13 問合せ先及び意見書の提出先

〒378-0051

群馬県沼田市上原町1801番地2 利根沼田文化会館2階

利根沼田広域市町村圏振興整備組合 一般廃棄物処理推進室

電話 0278-22-3202

ファクシミリ 0278-22-3203

電子メール gomikouikika@mail.oze.or.jp